

交通事故等で道路施設を損傷（汚損）した場合の手続き

※交通事故の場合は速やかに警察に連絡してください

1、事故当事者	千厩土木センター（道路管理者）道路環境チームに連絡し、事故の内容等を伝える。 応急的な対応が必要となる場合（バリケードの設置等）は現地で安全対策を行う。
2、千厩土木センター	現場で道路施設の損傷状況を確認し、事故当事者に「道路施設損傷（汚損）確認書」を提出する。
3、事故当事者	送られてきた「道路施設損傷（汚損）確認書」で損傷場所や損傷施設名等を確認し、間違いがなければ確認年月日の記入及び押印した後、千厩土木センターに「道路施設損傷（汚損）確認書」を返送する。
4、千厩土木センター	事故当事者に対して「施工命令書」を送付します。
5、事故当事者	「施工命令書」に記載してある期日までに損傷（汚損）した施設を復旧する。復旧後に千厩土木センターに完了届を提出する。
6、千厩土木センター	損傷施設の復旧完了を確認する。

上記の流れで手続きを行います。

道路施設の復旧に係る費用は全額事故当事者の負担となります。

※応急的な対応が必要な場合

道路管理者が応急的な対応をする必要があると判断した場合は岩手県の発注する「道路維持補修業務委託」を請負している業者に対応を指示します、これに係る費用についても全額事故当事者の負担となります。

※ 施設の復旧を施工する業者の選定については事故当事者の責任で選定してください。

千厩土木センター

〒029-0803

岩手県一関市千厩町千厩字北方85-2

電話 0191-52-4971 FAX 0191-51-1041

担当 道路環境チーム 内線251